

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第14号（平成31年4月） 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

西広島駅北口土地区画整理事業の事業計画決定の報告

西広島駅北口土地区画整理事業については、国土交通省の認可を受け、平成31年3月29日付けで以下のとおり事業計画の決定の公告を行いました。

1 土地区画整理事業の名称

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）西広島駅北口土地区画整理事業

2 事業施行期間

平成31年3月29日から平成43年（2031年）3月31日までの12年間
（清算期間5か年を含む）

3 事業計画の決定の年月日

平成31年3月29日

建築行為等の制限について

事業計画の決定後は、次の行為が土地区画整理法に基づいて制限されます。これらの行為を行う場合、市長の許可が必要となり、事業に支障等があると判断される場合は、許可とならない、あるいは条件を設ける場合がありますので、建築行為等を計画されている方は、事前にご相談下さい。

- ・ 土地の形質の変更（土地の掘削、盛土、切土など）
- ・ 建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- ・ 移動の容易でない物件（重量が5tを超えるもの）の設置・たい積

お 知 ら せ

事務所の設置について

平成31年4月1日からは、新たに西広島駅北口地区区画整理事務所を西区役所内に設けて、本格的に事業を進めていきます。これまでの本庁舎内にあった西広島駅北口地区整備担当の業務は、事務所に移ります。

今後とも引き続き、ご協力下さいますようお願いいたします。

・ 新たに設置する事務所（平成31年4月1日から）

西広島駅北口地区区画整理事務所

住 所：〒733-8530 西区福島町二丁目2番1号（西区役所3階）

電話番号：082-532-5122

土地の先行取得について

事業計画の決定により、今後は建物がある土地も先行取得が可能となります。土地区画整理区域内に土地をお持ちの方で、土地を売ってもよいとお考えの方には、市の方からご説明に伺いますので、お気軽にご相談（☎082-532-5122）下さい。

※ 裏面につづく

施行条例について

施行条例は、市などの地方公共団体が土地区画整理事業を施行しようとする場合に、土地区画整理法に基づき、条例として定めなければならないことになっています。

西広島駅北口土地区画整理事業の施行条例については、市議会で審議され、議決を経て、平成31年3月15日に公布いたしました。

施行条例の内容

主 な 項 目	内 容（要 旨）
1 事業の名称	広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）西広島駅北口土地区画整理事業
2 施行地区に含まれる地域の名称	広島市西区の己斐中一丁目、己斐中二丁目及び己斐本町一丁目の各一部
3 事業の範囲	土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業
4 事務所の所在地	広島市西区福島町二丁目2番1号（西区役所内に設置）
5 費用の負担に関する事項	国庫補助金及び本市の負担
6 土地区画整理審議会等に関する事項	委員の定数10人 （宅地所有者及び借地権者から選挙される委員8人、学識経験委員2人）
7 地積の決定の方法に関する事項	従前の宅地の地積の決定（各筆ごとの実測） 基準地積の通知、更正等
8 評価に関する事項	評価員の定数5人、従前の宅地及び換地の評価方法等
9 清算金に関する事項	清算金の算定、清算金の分割徴収及び分割交付、延滞金等
10 その他	所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止、宅地及び建築物等に関する権利の異動の届出等

※ 施行条例は、広島市役所のホームページに掲載される予定です。掲載されましたら、別途お知らせいたします。

○ 連絡先

広島市 都市整備局 都市機能調整部 西広島駅北口地区区画整理事務所

住 所：〒733-8530 西区福島町二丁目2番1号（西区役所3階）

電話番号：082-532-5122

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp

担 当：倉岡、岩見